

姫路市景観計画

平成 19 年 12 月策定

平成 22 年 11 月変更

平成 24 年 4 月変更

令和 3 年 4 月変更

令和 8 年 〇月変更

姫路市

《 目 次 》

景観計画策定の趣旨	1
第 1 章 景観計画区域	2
第 2 章 良好な景観の形成に関する目標と方針	2
1 景観形成の基本理念	2
2 景観形成の基本目標	5
3 景観形成の基本方針	6
4 景観類型別方針	7
5 姫路城周辺エリアにおける方針	9
6 重点的に景観形成を図る区域における方針	11
第 3 章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	17
1 市域全域（都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域を除く）における制限	17
2 都市景観形成地区における制限	19
3 歴史的町並み景観形成地区における制限	29
4 風景形成地域における制限	31
第 4 章 景観上重要な建造物等の指定の方針	33
1 基本的な考え方	33
2 都市景観重要建築物等の指定の方針	33
3 景観重要建造物の指定の方針	33
4 景観重要樹木の指定の方針	33
第 5 章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	34
1 基本的事項	34
2 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	34

景観計画策定の趣旨

本市は、山・川・海など豊かな自然を背景に、世界遺産姫路城や書写山円教寺などの歴史・文化を継承しながら、良好な市街地と活力ある商工業地を形成し、播磨地域の中核都市として発展してきました。

平成18年（2006年）3月には周辺4町（家島町、夢前町、香寺町、安富町）と合併し、人口約53万人、面積約534km²に及ぶ都市となりました。これにより、これまで守り育んできた姫路らしい景観に、さらに瀬戸内海国立公園や雪彦峰山県立自然公園などの優れた自然環境や、農林漁業を中心にゆとりとうるおいある暮らしの景観などが加わることとなりました。

今後、播磨の交流拠点にふさわしい、地域の特性を活かした快適で魅力ある持続可能な都市基盤の構築を目指し、「ともに生き ともに輝く にぎわい交流都市 姫路」をつくるためには、これらの多種多様な地域資源や地域特性を活かし、魅力ある美しいまちをつくり上げていくことが重要です。

こうした景観づくりを、市民、事業者、行政等の参画と協働により推進し、姫路らしいすばらしい景観を将来に引き継いでいくため、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観計画を以下のように定めます。

第1章 景観計画区域

姫路市全域を景観計画区域とします。

第2章 良好な景観の形成に関する目標と方針

1 景観形成の基本理念

本市は、美しい山々や河川、瀬戸の海などの豊かな自然や世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化などの数多くの景観資源*があります。美しい景観形成にあたっては、景観特性を踏まえた取組を展開することが重要です。

また、市民や市民活動団体、事業者、大学、行政等の様々な主体の参画と協働により、全市が一体となって取組を進めていくことも大切です。

本計画では、美しい景観形成を図るために「まもる」「つくる」「そだてる」「いかす」「つなぐ」の5つの基本理念を掲げます。

※景観資源：景観の質を高め、地域の個性を特色づける景観上価値ある自然、歴史・文化、暮らし・営み、伝統、町並み、建築物・工作物、道路・公園・河川などをさします。

(1) まもる

本市は、山々や河川、海浜・島嶼^{とうしょ}*など豊かな自然を背景に、世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化などの景観資源があります。

それらの景観資源は、長年にわたる努力により蓄積された本市固有の景観であり、まちの個性（アイデンティティ）を表しています。

これら本市固有の景観を大切に守り、次の世代に残すべき市民の共有財産として保全・継承します。



(山々や河川、海浜・島嶼^{とうしょ}などの豊かな自然)

(世界遺産姫路城)



(伝統的な建物が残る町並み)



(伝統的なお祭り：家島天神祭)

※島嶼^{とうしょ}：大小の様々な島をさします。

(2) つくる

刻々と変化する社会情勢や多様な市民ニーズに対応し、魅力あるまちにするためには、新たなまちづくりや建築物等の整備において、水や緑などのうるおいが感じられる環境づくり、周辺環境との調和、統一感のあるデザインなど成熟した都市にふさわしい質の高い都市空間の創出が求められます。

優れた景観資源を生み出す創意工夫により、将来に継承するにふさわしい、美しく誇れる景観を創出します。



(市のシンボルとなる
姫路駅周辺と大手前通り)



(うるおいが感じられる
夢前川の遊歩道)



(緑豊かな統一感のある
住宅地)

(3) そだてる

本市には、歴史的な街道や沿道の町並み、史跡や祭、花や緑・河川といった身近な自然など、大小様々な景観資源が分布し、地域固有の景観を構成しています。

地域固有の景観の価値を高めるためには、地域住民が主体となって景観資源を掘り起こし、磨き育てていくことが大切であり、その地域にしかない個性や魅力をより一層、育成・発展させます。



(地域固有の文化的なお祭り：
灘のけんか祭り)



(緑化活動による花や緑の
ある景観づくり)



(地域の歴史や身近な自然が
感じられる遊歩道：宮堀川)

(4) いかす

地域固有の景観資源を最大限に活かすことで、市民や来訪者などの多様な主体の交流を促すとともに魅力向上や賑わい創出を図ることが期待されます。

地域を特徴づけている景観資源、人々が愛着を持っている場所や景観、人々の記憶に残る思い出の景観などの魅力を引き出し、まちづくりの中で積極的に活用することで、市民や訪れる人々が喜びを感じられる景観を形成します。



(商店街での交流イベント：
ゆかた祭り)



(古民家の活用による
地域活性化)



(大手前通りの歩行空間を
活用した賑わいの創出)

(5) つなぐ

本市の景観は、自然、歴史・文化、暮らし・営み、市民活動等が密接に関わりながら形成されています。また、本市では市民や市民活動団体、事業者、大学、行政等の様々な主体が景観に関する活動に取り組んでおり、それらの一つひとつの取組が市全体の景観に影響を与えています。

各主体の景観に対する意識を高めつつ、多様な主体や様々な分野と連携しながら魅力や個性のある景観形成を進めます。



(市民への景観意識の醸成：
景観タウンウォッチング)



(市民主体による景観まちづ
くり活動の実践：野里地区)



(市民・事業者との協働による
緑化活動の推進)

2 景観形成の基本目標

美しい景観を形成するための本市が目指す景観像を基本目標として定めます。

《基本目標》

愛着、親しみ、誇りを感じ・つなぐ美しい姫路

本市は、美しい山河、穏やかな瀬戸の海、肥沃な播磨平野などの豊かな自然を背景に、世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化を継承しつつ、播磨地域の中核都市にふさわしい快適な住環境、活力ある商工業を育んできました。それらが調和した景観は、市民の愛着と誇りを育むとともに、観光客など来訪者を惹きつける魅力の源泉ともなっています。

こうした姫路らしい景観を、市民、事業者、行政等の参画と協働により、まもり、つくり、そだて、いかし、つなぐことで、全市一体となって美しい景観づくりを目指します。

3 景観形成の基本方針

本市が掲げる基本理念や目標を実現するため、3つの基本方針を定めます。

方針1 誇りと愛着のある景観づくり

本市の豊かな自然環境や世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化、地域特性に応じてつくり上げられてきた生活や産業等の景観は、その長い歴史の中で築かれた本市固有の貴重な財産です。

また、近年では姫路駅周辺や大手前通りなどの再整備等により、本市の新たな魅力が創出されています。

これらの景観を大切にし、次の世代に継承していくためには、市民一人ひとりが身近な景観資源の価値を再認識し、関心を持つことが重要です。

そのため、豊かな自然や歴史・文化、風土などの本市固有の景観資源について再評価を行い、市域全体へと裾野を広げながら、市民の誇りと愛着を育む景観形成を進めます。

それにより、市民一人ひとりが姫路で暮らすことの心地よさや喜びを感じられる景観づくりを目指します。

方針2 何度も訪れたい景観づくり

本市の景観は、世界遺産姫路城をはじめ、豊かな自然や歴史ある寺社仏閣など一見の価値があり、何度も訪れても喜びや感動があります。

また、地域の伝統的な祭りや産業といった文化にもふれることができるなど、多種多様な景観要素で構成されています。

これらの景観要素を様々な施策や取組と組み合わせながら最大限に活かすことで、多様な人々の交流を生み出し、魅力的で何度も訪れたい景観づくりを進めます。

方針3 景観とともに育む人づくり

本市の美しい景観を守り育てていくのは市民や市民活動団体、事業者、大学、行政等の様々な主体であり、一人ひとりが景観を構成する重要な要素です。

将来にわたり美しい景観を形成するためには、一人ひとりが景観に対する誇りや愛着を持ち、「まちの景観を守りたい、まちをもっとよくしたい」という気持ちを育てることが大切です。

そのため、景観の効果や重要性の普及啓発、歴史・文化にふれる機会の創出など市民の景観への理解と関心を高めるとともに、事業者や市民活動団体などの多様な主体との連携、市民の声を反映させるための仕組みづくり、景観形成に関する活動への支援など、全市一体となって取組むための基盤である人づくりを進めます。

4 景観類型別方針

本市の景観を景観核、景観軸、ゾーン景観、眺望景観の4つの景観構造に分類します。

各景観構造について、以下のとおり景観類型ごとに方針を定め、その実現に努めます。

なお、4つの景観構造に共通する構成要素としての良好な夜間景観の形成に取り組みます。

景観構造	景観類型	方針
景観核	都市景観核	・姫路城の城郭としての魅力の向上や創出を図る。 ・周辺市街地と一体となった姫路城景観の保全・活用を図る。
	地域景観核	・个性的で地域や地区の魅力を高める景観形成を進めるため、市民の愛着や誇りとなっている景観資源の保全・活用を図る。
景観軸	都市軸 (シンボル道路)	・デザインされた沿道建築物と植栽による豊かな緑により、連続性と統一感のある景観を形成し、本市の顔となる風格ある都市空間を創出する。 ・本市の都市軸として、風格と調和の中にも、賑わい、親しみ、うるおいが感じられる都市空間を創出する。
	産業活動軸 (幹線道路)	・沿道地区の土地利用や道路の機能に応じて、親しみ、うるおい、賑わい、ゆとり、思いやりなどが感じられる、沿道と一体となった良好な道路景観の形成を図る。 ・道路植栽の整備を推進し、地域にふさわしい道路景観の形成を図る。
	水緑軸	・市川、夢前川などの主要河川は、山と海を結ぶ水と緑の軸として、うるおいが感じられる景観形成を図る。 ・市街地内の河川や緑地は、貴重なオープンスペースとして、うるおいと親しみのある景観の形成を図る。 ・河川ごとの機能や地域特性などを踏まえた河川整備を進める。
ゾーン景観	歴史的町並み景観形成ゾーン	・姫路城の城下町や旧街道筋に残る宿場町及び港町等の歴史的町並み景観を保全するとともに、調和のとれた一体性のある景観の形成を図る。 ・歴史的・文化的に価値のある建築物や工作物等について、保存・修復に努めるとともに、まちづくりの中での活用を図る。
	住宅地景観形成ゾーン	・既成市街地の住宅地では、宅地の細分化を防ぎ、緑を保全し、美しい町並みを育成する。 ・周辺部の市街化途上にある住宅地では、周辺の田園や山並みなどとの調和に配慮しつつ、基盤の整ったゆとりとうるおいのある住宅地を形成する。 ・新規の住宅地では、町並みに配慮した住環境整備を進め、魅力的な美しい景観の形成を図る。 ・規模の大きな集合住宅では、周辺への影響に配慮し、規模や色彩、意匠について景観誘導を図る。
	田園集落地景観形成ゾーン	・農地や里山の保全、農業の振興、集落環境の整備などを図り、田園が持つ多面的な機能を維持・発揮する。 ・田園環境を活かしたまちづくりや都市と農村の交流などを進め、農地、集落、里山等が調和した元気で美しい田園集落地景観の形成を図る。

景観構造	景観類型	方針
ゾーン 景観 (続き)	公園緑地景観形成ゾーン	・自然が豊かで憩いやレクリエーションの場となり、また地域景観の拠点ともなる公園・緑地の整備・維持管理を図る。
	商業業務地景観形成ゾーン	・都心の商業業務地では、都心機能や賑わいの充実を図り、本市の顔にふさわしい風格と個性のある景観の形成を図る。 ・地域の商業業務地では、商業施設相互の調和を図るとともに、地域のまちづくり活動とも連携し、個性と親しみのある景観の形成を図る。
	工業地景観形成ゾーン	・本市の工業の特徴や立地条件を活かし、秩序と活力ある工業地景観の形成を図る。 ・オープンスペースなどの緑化や環境美化を進め、工場と周辺環境の調和した景観の形成を図る。
	港景観形成ゾーン	・姫路港では、都市・産業活動を支える基盤として、活力ある港を整備するとともに、港や海に親しむ場や機会を創出し、海の玄関にふさわしい港景観の形成を図る。 ・家島港や坊勢港では、島の暮らしや伝統を尊重しつつ、港と集落とが一体となったまとまりある景観の形成を図る。
眺望 景観	姫路城景観	・姫路城の美しい眺望景観を保全・育成する。 ・姫路城をシンボルとした都市空間を創出する。
	山並み景観	・山林や谷筋、丘陵部の豊かな自然環境を保全し、市街地や集落と調和して姫路らしい景観を形づくる山並み景観を保全・育成する。 ・自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。 ・市街地近郊の丘陵の景観保全に向けて、開発や施設整備等に対する規制・誘導を図る。
	海浜・島嶼 ^{とうしょ} 景観	・自然海浜や島嶼部の瀬戸内らしい景観を保全・育成する。特に島嶼部では、自然環境、集落、港等が一体となった島らしい景観を保全・育成する。 ・自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。 ・開発や施設整備にあたっては、海辺の自然環境と調和したものとする。

夜間景観

- ・姫路城周辺などのライトアップによるまちの魅力向上、住環境や自然環境に配慮した夜間景観の誘導等を図る。

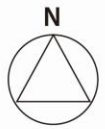
5 姫路城周辺エリアにおける方針

姫路城を中心に多様な景観特性を有する周辺のエリアを「姫路城周辺エリア」として設定し、方針を定めます。

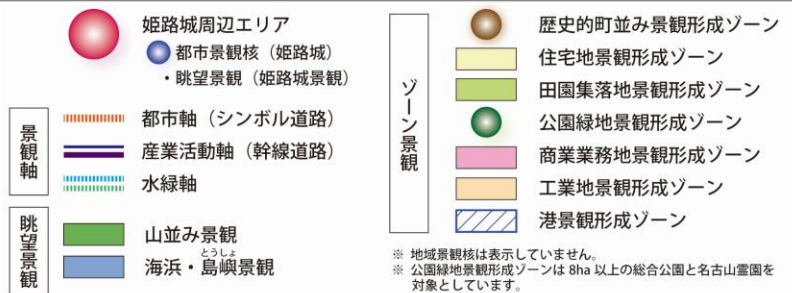
重層的な景観構造を有する姫路城周辺エリアは、それぞれの特性を活かした個性ある景観形成を図るとともに、全体として姫路城と調和した落ち着きと風格ある景観形成を図る。また、姫路城への眺望景観及び姫路城からの眺望景観を保全するとともに、姫路城を核とした水と緑のうるおいある優れた景観の保全・育成を図る。

- ・歴史的町並みは、地域住民の主体的な取組を促しつつ、姫路城の城下町としての伝統と趣きのある景観形成を図る。
- ・丘陵や河川は、水や緑を活かした自然的景観として保全・整備し、市民に親しまれる都市空間の形成を図る。
- ・道路や公園などの公共施設の整備にあたっては、地域の景観特性との調和に配慮し、魅力的で快適な都市空間の創出を図る。
- ・商業業務地は、本市の顔として風格と個性ある都市機能の充実により、賑わいと親しみのある景観形成を図る。
- ・住宅地は、低層で良好な居住環境の形成を誘導し、美しい町並みの形成を図る。
- ・公共施設地区は、広い敷地の利点を活かした緑化・修景により、姫路城と調和した魅力的で快適な景観形成を図る。

景観構造・類型図



凡 例



6 重点的に景観形成を図る区域における方針

重点的に景観形成を図るため、「都市景観形成地区」、「歴史的町並み景観形成地区」及び「風景形成地域」を設け、方針を定め、その実現に努めます。

(1) 都市景観形成地区

重点的に都市景観の形成を図る必要があると認める区域として、以下の地区及び方針を定めます。

大手前通り地区

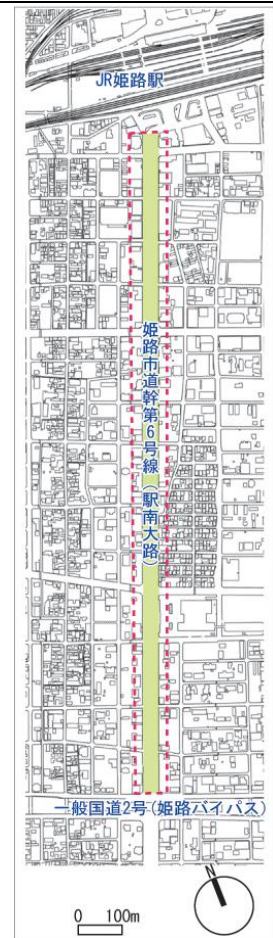
区域	附図に示す実線で囲まれた区域	
地区の概要	本地区は、本市のシンボルである姫路城と JR 姫路駅とを結ぶ姫路の顔として、また姫路城の前景として、個性と魅力ある都市空間を形成している。	
目標	姫路城と調和し、本市の顔として個性と魅力ある都市景観形成を図るため、次項を目標に景観形成に取り組む。 - 美しく風格ある町並みの形成 - 賑わい、親しみ、うるおいのある都市空間の形成	
方針	- 景観に配慮した総合的な都市基盤の整備 - 大手前通りの特性を活かした空間活用と演出 - 地元組織の育成	

Aゾーンー大手前通り地区のうち、姫路市道幹第1号線の道路境界から20mまでの敷地又は空地

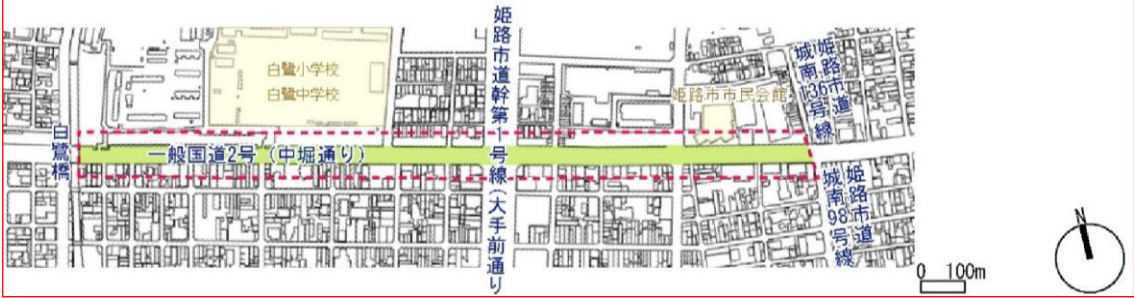
Bゾーンー大手前通り地区のうち、Aゾーン以外の敷地又は空地

駅南大路地区

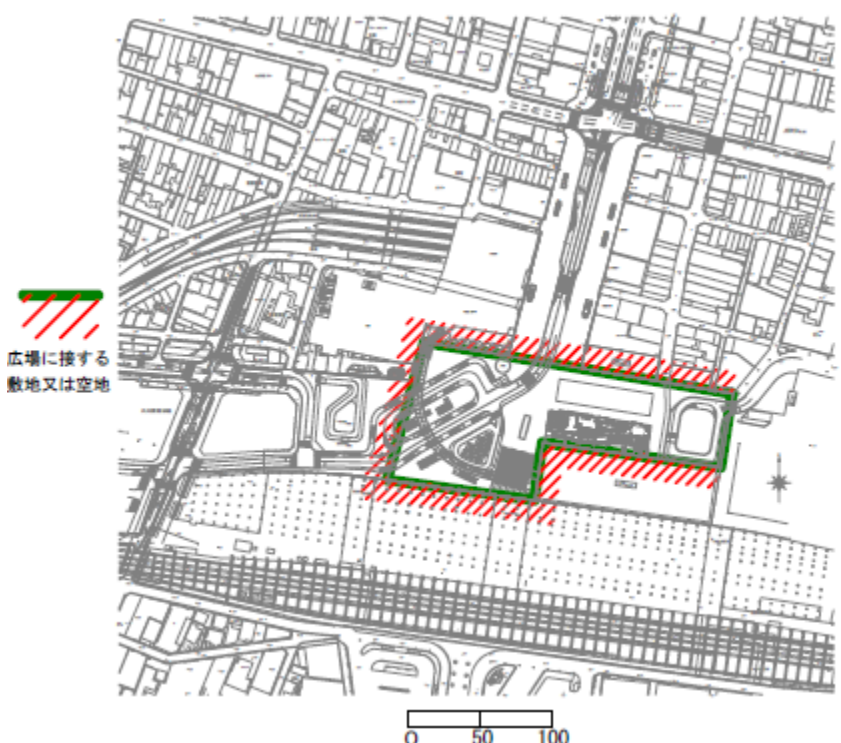
区 域	姫路市道幹第6号線のうち起点から一般国道2号（姫路バイパス）までに接する敷地又は空地
地区の概要	本地区は、都心部の商業・業務ゾーン、都市軸に位置する広域交通拠点として、本市の南玄関にふさわしい緑豊かな都市的沿道景観が形成されつつある。
目 標	新商業・業務ゾーンとしての高次都市機能の充実と、シンボルロードにふさわしい都市景観形成を図り、「未来に向けて飛躍発展する輝くまち」を実現するため、次項を目標に景観形成に取り組む。 ・眺望性とまとまりのある緑豊かな美しい道路景観の形成 ・出会いとドラマを演出できる活気に満ちた都市空間の形成 ・親しみ、うるおいのある楽しい歩行者空間の形成
方 針	躍動感あふれる美しい都市的沿道景観の形成を図るため、次項のとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、建築物の規模に応じた景観形成基準を定め、効果的な規制・誘導を行うものとする。 ・駅南大路の特性を活かした総合的な景観整備 ・建築物の高さによる二段階の景観形成基準による規制・誘導 ・土地利用策を考慮した景観形成のための助言



中堀通り地区

区 域	一般国道2号のうち白鷺橋東詰めから姫路市道城南98号線又は姫路市道城南136号線までに接する敷地又は空地（大手前通り地区に属する区域を除く。）
地区の概要	本地区は、特別史跡姫路城跡に隣接する都心部の商業・業務ゾーンであり、将来に向けて、風格があり活気に満ちた魅力ある都市景観を形成することが求められる。
目 標	姫路城と調和する風格ある都市景観の形成を図るため、次項の景観形成に取り組む。 ・姫路城に配慮した景観形成 ・都心部にふさわしい風格ある商業・業務地景観の形成 ・魅力と親しみある沿道景観の形成
方 針	姫路城と調和する風格ある都市景観の形成を図るため、次項のとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、効果的な規制・誘導を行うものとする。 ・景観に配慮した公共空間の整備 ・姫路城との調和及び姫路城の眺望等に配慮した規制・誘導 ・地区の特性を活かした空間活用と演出
	

姫路駅北駅前広場地区

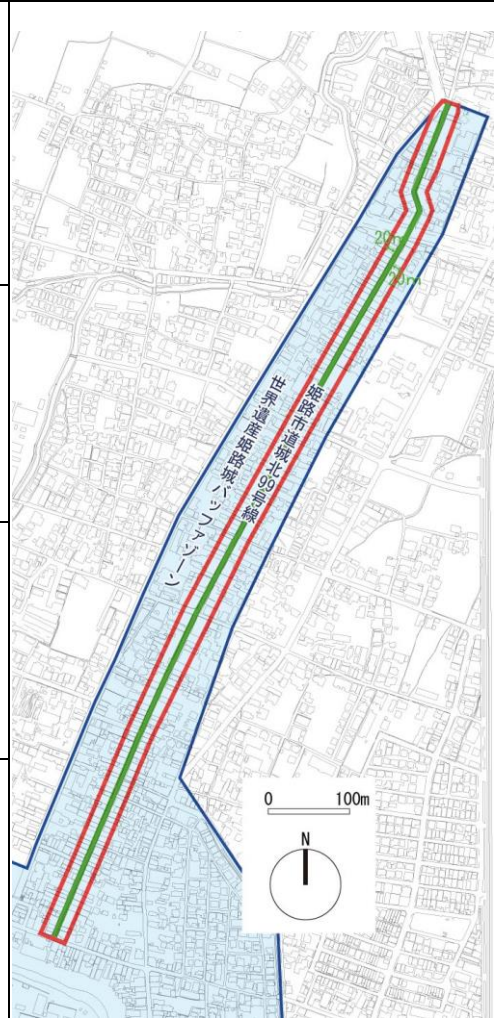
区 域	姫路駅北駅前広場（附図に示す実線で囲まれた区域）に接する敷地又は空地（大手前通り地区に属する区域を除く。）
地区の概要	本地区は、ＪＲ姫路駅北駅前広場及びその周辺を含む地区であり、本市の玄関口として、また姫路城・大手前通りにつながるシンボル空間として、都市景観上、重要な地区である。
目 標	本市の風格と都市ブランドを表現し、交通結節点として市民と観光客の利便性を向上するため、次項を目標に景観形成に取り組む。 ・播磨の玄関口、姫路城や大手前通りへの入口としての空間形成 ・賑わい、親しみ、うるおいのある都市空間の形成
方 針	播磨の玄関口として、姫路城や大手前通りへの入口として魅力ある都市景観の形成を図るため、次に掲げるとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、効果的な規制・誘導を行うものとする。 ・景観に配慮した総合的な都市基盤の整備 ・駅前広場の特性を活かした空間活用と演出
	

(2) 歴史的町並み景観形成地区

重点的に歴史的町並み景観の形成を図る必要があると認める区域として、以下の地区及び方針を定めます。

野里街道地区

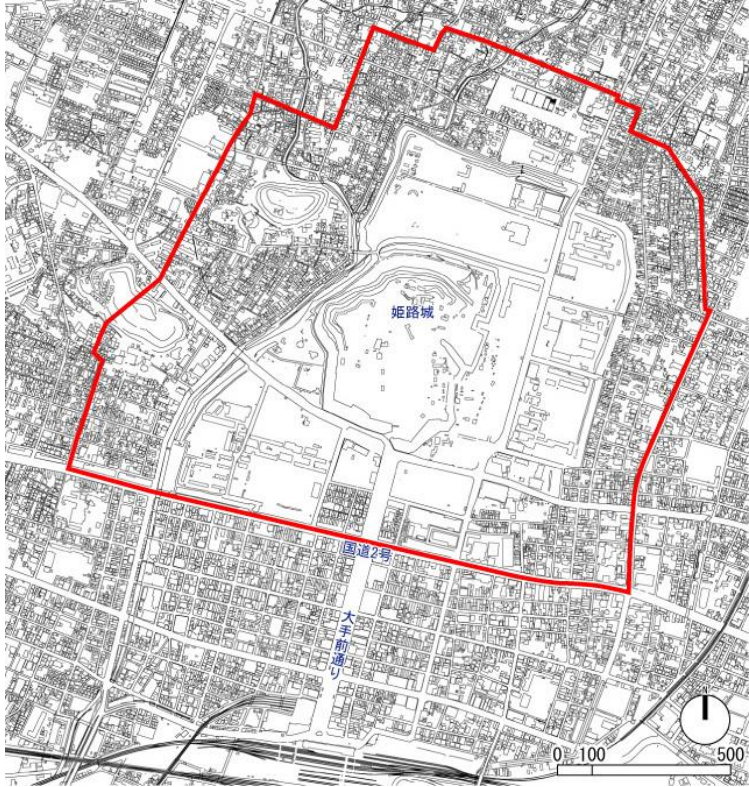
区 域	姫路市道城北99号線及び当該道路の境界から20mまでの敷地又は空地（世界遺産バッファゾーンとして登録されている区域に限る）
地区の概要	本地区は、世界遺産バッファゾーンの一部にあたり、将来に向けて、歴史的な町並みの保全と形成が求められる。
目 標	歴史的な町並みに残る地域の生活文化の様式を今に伝え、伝統ある都市の個性を表す町並みの形成を目指す。
方 針	・歴史的町並みの保全、修景 ・歴史的建造物の保全、修景 ・魅力ある商業空間の創出 ・市民の主体的な景観まちづくりへの支援



(3) 風景形成地域

眺望景観を保全するため、重点的に風景の形成を図る必要があると認める地域として、以下の地域及び方針を定めます。

姫路城周辺風景形成地域

区 域	姫路城周辺の附図に示す実線で囲まれた区域（中堀通り地区及び野里街道地区に属する区域を除く。）
地区の概要	本地域は、特別史跡姫路城跡とその周辺市街地とを含めた地域であり、将来に向けて、姫路城と調和した美しい風景を形成することが求められる。
目 標	姫路城と調和する美しい風景の形成を図るため、次項の景観形成に取り組む。 ・姫路城への眺望に配慮した景観形成 ・姫路城からの眺望に配慮した景観形成 ・姫路城と調和する美しく落ち着いた景観の形成
方 針	姫路城と調和する美しい風景の形成を図るため、次項のとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、効果的な規制・誘導を行うものとする。 ・景観に配慮した公共空間の整備 ・姫路城との調和及び姫路城の眺望等に配慮した規制・誘導 ・歴史・文化、自然との共生
	

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

前章に示す方針を実現し、良好な景観形成を図るため、下記のとおり行為の制限を定めます。

ただし、市長が景観・広告物審議会の意見を聴いた上で良好な景観の形成に資すると認めるものについては、この限りではありません。

1 市域全域（都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域を除く）における制限

(1) 対象行為

大規模建築物等の新築若しくは新設、増築（当該行為後に大規模建築物等となる場合を含む）、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替え又は色彩の変更。

（大規模建築物等）

- ①建築物で高さが12メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
- ②工作物で高さが15メートル（当該工作物が、建築物と一体になって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が15メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
- ③地上からの高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類する物件
- ④幅員が10メートルを超え、又はその延長が30メートルを超える橋りょう、こ線橋その他これらに類する物件

(2) 景観形成基準

①一般基準

- 1) 大規模建築物等は、個々に建設または築造されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものであり、相互間で調整され関連づけられていることが望ましい。そのため、外観の意匠及び色彩については、地域景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、全体として調和のとれたものとする。
- 2) うるおいあるまちづくりには、質の高い建築物や緑は重要な要素である。そのため、できるだけ質の高い材料を使用するとともに、快適な生活空間を創出し、緑豊かな美しい景観形成を図るものとする。

②項目別基準

項目			基準
建築物	意匠	壁面設備	・給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。 やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とする。
		屋上設備	・通りから見えにくい位置に設置する。 ・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
		屋外階段	・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		バルコニー ベランダ	・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。
	色彩	外壁	・基調となる色は、けばけばしくならぬようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
	その他	植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。
工作物	意匠		・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠となるようにする。
	色彩	外壁	・基調となる色は、けばけばしくならぬようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。
	その他	植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。
高架道路 高架鉄道 横断歩道橋 橋りょう こ線橋			・周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する。 ・排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。

2 都市景観形成地区における制限

大手前通り地区

(1) 対象行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更
- ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更

(2) 景観形成基準

①一般基準

姫路城の前景として、大手前通りをより快適でうるおいのある町並みにしていくため、当地区での建築物等は、美しく落ち着いた風格ある規模・意匠・色彩をめざすとともに、その維持管理においても配慮をし、通りを歩く人々にとっては、賑わいと親しみとうるおいのある緑豊かな空間づくりをめざし、町並み全体を調和のとれたものとする。

②項目別基準

大手前通り地区Aゾーン

項目		基準
建築物	意匠	壁面設備
		屋上設備
		屋外階段
		バルコニー ベランダ
		1 階部分の 形態
	色彩	外壁
	その他	材料・植栽
工作物	規模	高さ
	意匠	
	色彩	外壁
	その他	材料・植栽

大手前通り地区Bゾーン

項目			基準
建築物	高さ15メートルを超える部分	意匠	壁面設備
			屋上設備
			屋外階段
			バルコニー ベランダ
		色彩	外壁
		その他	材料
	高さ15メートル以下の部分	意匠	壁面設備
			屋上設備
			屋外階段
			バルコニー ベランダ
		色彩	外壁
		その他	植樹・植栽
工作物	高さ15メートルを超える部分	規模	高さ
		意匠	

項目				基準
		色彩	外壁	・基調となる色は、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度 5～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度 5～9、彩度 3 以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度 5～9、彩度 1 以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。
		その他	材料	・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。
	高さ 15 メートル以下の部分	意匠		・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠となるようにする。
		色彩	外壁	・基調となる色は、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下 ②Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。
		その他	植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。

備考 上記の規定にかかわらず、大手前通り地区Bゾーンのうち、一般国道 2 号に接する敷地又は空地においては、高さ 15 メートル以下の部分は中堀通り地区の項目別基準（建築物の規模及び位置に関する項目を除く。）を適用し、姫路駅北駅前広場に接する敷地又は空地においては、高さ 15 メートル以下の部分は、姫路駅北駅前広場地区の項目別基準（建築物及び工作物の規模に関する項目を除く。）を適用する。

(1) 対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更

(2) 景観形成基準

①一般基準

新しい都心商業・業務地区にふさわしい規模、位置、意匠、色彩とするよう努め、地区全体として調和のとれた景観形成をめざす。

②項目別基準

項目			基準
建築物	高さ12メートル以上の建築物	規模	・新しい都心商業・業務地区にふさわしい量感のある建築物とするため、建築面積は250平方メートル以上とする。ただし、敷地面積がこれに満たない場合は緩和する。
		位置	・建築物の連続感を高めるため、駅南大路に面する外壁の位置は敷地境界線から2メートルまでの範囲内とする。ただし、歩行者の休憩等を目的とするオープンスペースを設ける場合は除外する。
		意匠	・1階部分は、うるおいと賑わいのある歩行者空間の形成を図るため、以下の点に配慮する。 ①店舗として利用するか、壁面ギャラリー、ショーウィンドウ、遮へい感の少ないシャッター、夜間のライトアップ装置等を設ける。 ②駐車場、駐輪場等のサービス空間は通りから目立たないようにし、出入口は可能な限り駅南大路以外の道路に面して設ける。
			・街角部分は、駅南大路の個性を育てるため、特に楽しさや美しさの演出を工夫する。
		建築設備等	・壁面設備は、外壁面に露出させないよう設置する。 ・屋上設備は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
		その他	・屋外階段は、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。
	色彩	外壁	・新しい都心商業・業務地区にふさわしい景観をつくるため、若々しく明るい色彩を基調とし、街路樹との調和にも配慮する。複数の色彩を使用する場合は、特に留意する。基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において以下のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度6～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度5以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度2以下

項目				基準
高さ12メートル未満の建築物		屋根		・新しい都心商業・業務地区の景観形成に配慮した色彩を基調とし、けばけばしくならないようにする。
		その他	材料 植栽 塀・柵等 維持管理	・汚れが目立たない退色の少ないものとする。 ・敷地内の植樹、植栽や花壇の設置に努める。 ・駐車場等のフェンスや工事現場の仮囲い等、一時的あるいは付帯的な部分も、景観的配慮に努める。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。
	意匠	規模・位置		・新しい都心商業・業務地区の景観形成に配慮した規模、位置とする。
			建築形態等	・1階部分は、うるおいと賑わいのある歩行者空間の形成を図るため、駐車場等のサービス空間は通りから目立たないように植栽等を施し、出入口は可能な限り駅南大路以外の道路に面して設ける。 ・街角部分は、駅南大路の個性を育てるため、特に楽しさや美しさの演出を工夫する。
			建築設備等	・壁面設備、屋上設備は建築物との調和を図る。
			その他	・屋外階段は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。
	色彩	外壁		・新しい都心商業・業務地区にふさわしい景観をつくるため、若々しく明るい色彩を基調とし、街路樹との調和にも配慮する。基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において以下のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度6～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度6以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下
		屋根		・新しい都心商業・業務地区の景観形成に配慮した色彩を基調とし、けばけばしくならないようにする。
		その他	材料 植栽 塀・柵等 維持管理	・汚れが目立たない退色の少ないものとする。 ・敷地内の植樹、植栽や花壇の設置に努める。 ・駐車場等のフェンスや工事現場の仮囲い等、一時的あるいは付帯的な部分も、景観的配慮に努める。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。
	工作物			

(1) 対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更

(2) 景観形成基準

①一般基準

姫路城の眺望、姫路城からの眺望に配慮するとともに姫路城に調和する風格ある商業・業務地区にふさわしい規模、意匠及び色彩とするよう努め、かつ、建築物の連続感を高めるとともに、親しみとうるおいある歩行者空間の形成を図るよう努める。

②項目別基準

項目			基準
建築物	規模		・高さは25メートル以下とする。
	位置		・中堀通りに面する外壁の位置は、敷地境界線から2メートルまでの範囲とする。ただし、歩道と一体となったオープンスペースを設ける場合は、この限りでない。
	意匠	建築形態等	・駐車場、駐輪場等のサービス空間は、建築物の内部等を利用して、通りから目立たないように努める。 ・1階部分は店舗として利用するか、壁面ギャラリー、ショーウィンドウ等を設けるように努める。 ・1階部分にシャッターを設置する場合は、遮へい感の少ないものを用いるよう努める。 ・通りに対して正面性の高い形態とし、建築物の規模が大きい場合は、壁面の分節化等により圧迫感を軽減する。
		建築設備等	・壁面設備は、外壁面に露出させないようにする。やむをえず露出する場合は、形態、色調等を工夫し、目立たないようにする。 ・屋上設備は、屋根の形態等を工夫するほか、壁面の立ち上げ、ルーバーによる遮へい等により、直接見えにくくする措置を講ずる。
		その他	・屋外階段は、形態、材料、色彩等の工夫により、建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。
	色彩	外壁	・城、土塁と調和した風格ある色彩となるよう配慮し、通りに面する壁面は特に留意する。基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下
		屋根	・城からの眺望等に配慮し、落ち着いた色彩とする。
	その他	材料	・外壁は汚れが目立たなく、破損しにくく、退色の少ないものとする。特に、1～2階部分の外壁や敷地の材料は、歩道、土塁の雰囲気と調和する材質感をもつものとする。
		維持管理	・維持管理は定期的に行うよう努める。
		植栽	・敷地内のオープンスペース等の植栽に努めるほか、歩道や土塁と一体となった良好な景観形成に努める。
		照明演出	・建物、樹木等のライトアップを行うことにより、明るく、賑わいのある通りを演出するよう努める。
工作物			・中堀通りに面する位置には設置しない。 ・ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するもの、歩行者空間を快適にするもの等については適用しない。この場合においては、城、土塁の雰囲気と調和するよう、突出感、違和感を軽減するよう意匠、色彩、材料を用いるものとし、維持管理は定期的に行うよう努める。

(1) 対象行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更
- ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更

(2) 景観形成基準

① 一般基準

播磨の玄関口、姫路城や大手前通りへの入り口としての風格を保ちながら、駅前として多くの人々が楽しく集い交流する空間を形成していくため、当地区での建築物等は、美しく落ち着いた風格の中にも活き活きとした様子が表れた規模・意匠・色彩をめざすとともに、その維持管理においても配慮をし、賑わいと親しみとうるおいのある空間づくりをめざし、町並み全体を調和のとれたものとする。

②項目別基準

項目			基準
建築物	規模	高さ	・ 4 2 メートル以下とする。
	意匠	壁面設備	・ 給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。
		屋上設備	・ 壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
		屋外階段	・ 北駅前広場に面して設置しないよう努め、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		バルコニー ベランダ	・ 洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		1 階部分の 形態	・ 街の賑わいを高めるようなショーウィンドウの設置に努め、シャッターを使用する場合はパイプシャッターの使用等により遮へい感を軽減する。 ・ 北駅前広場以外の道路から車が出入りできる場合は、北駅前広場に面して駐車場の出入口を設置しないよう努める。
		その他	・ 北駅前広場との調和に配慮し、長大で単調な壁面とならないよう、意匠に工夫を施す。
工作物	色彩	外壁	・ 基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならぬようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度 5 ～ 9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度 5 ～ 9、彩度 3 以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度 5 ～ 9、彩度 1 以下
	その他	材料	・ 外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。
	規模	高さ	・ 4 2 メートル以下とする。 ・ 建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さの合計は地盤面から 4 2 メートル以下とする。
	意匠		・ 地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
工作物	色彩	外壁	・ 基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならぬようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度 5 ～ 9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度 5 ～ 9、彩度 3 以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度 5 ～ 9、彩度 1 以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。
	その他	材料	・ 外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。

3 歴史的町並み景観形成地区における制限

野里街道地区

(1) 対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更

(2) 景観形成基準

①一般基準

世界遺産の城下町にふさわしい規模、位置、意匠及び色彩とするよう努め、歴史的な町並みと調和のとれたものとする。

②項目別基準

項目			基準
建築物	位置		・通りに面する壁面の位置は、歴史的な町並みの連続性に配慮する。やむを得ず通りに面して庭や駐車場等のオープンスペースを設ける場合は、歴史的な町並みとの調和や連続性に配慮する。
	規模	高さ	・野里街道に面した建物は、原則として2階以下とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を野里街道の道路境界から5メートル以上後退させる。
	意匠	形態・意匠	・歴史的な町並みとの調和を図る。 ・建物の分棟、壁面の分節化等の工夫により長大壁面となることを避け、突出感や圧迫感を軽減する。
		屋根・庇	・伝統的な周囲の建物に合わせた向き、勾配とするよう努める。 ・黒又は灰色もしくはこれに近い色彩とする。
		外壁	・基調となる色彩は、無彩色又は茶色系の色彩とする。 ・野里街道に面する外壁のみならず、その他の外壁も一体的な意匠とするよう努める。
		建具	・色彩は、無彩色又は茶色系の色彩とし、外壁と調和したものとする。ただし、ベンガラ等の伝統的な町家の色彩を用いる場合を除く。
		建築設備等	・野里街道から見える位置には、原則として設置しない。やむを得ず見える位置に設置する場合は、覆い措置を講ずるか、形態・材料・色調を工夫し、目立たないように配慮する。
		屋外階段	・野里街道から見える位置には、原則として設置しない。やむを得ず見える位置に設置する場合は、歴史的な町並みに違和感を与えないよう工夫する。
	その他	照明等	・過剰な光源を使用せず、光源の色彩や点滅がけげなくならないよう配慮する。
		外構 (門・柵・塀等)	・歴史的な町並みに調和する規模・形態・意匠とする。
		日除けテント等	・下屋・庇などを基本とし、日除けテント等はできるだけ設置しない。やむを得ず設置する場合は、歴史的な町並みに違和感を与えない形態・意匠・色彩とする。
工作物	意匠	形態 意匠 色彩	・周囲に与える突出感、違和感を軽減する意匠とする。 ・基調となる色彩は、無彩色又は茶系色とする。
自動販売機	位置		・複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。
	意匠		・企業名・商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。
	色彩		・基調となる色彩は、灰色又は薄い茶色系とし、歴史的な町並みとの調和に配慮する。
空き地等			・空き地や暫定利用の土地の外周は、通りの景観に調和するような修景に努める。

備考 当該区域内の市道城北99号線から視認できない建築物又は工作物の部分についてはこの限りでない。

4 風景形成地域における制限

姫路城周辺風景形成地域

(1) 対象行為

大規模建築物等の新築若しくは新設、増築（当該行為後に大規模建築物等となる場合を含む）、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更

（大規模建築物等）

- ①建築物で高さが12メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
- ②工作物で高さが15メートル（当該工作物が、建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が15メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
- ③地上からの高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類する物件
- ④幅員が10メートルを超え、又はその延長が30メートルを超える橋りょう、こ線橋その他これらに類する物件

(2) 景観形成基準

①一般基準

姫路城への眺望、姫路城からの眺望に配慮するとともに、姫路城に調和する美しく落ち着いた意匠や色彩とするよう努め、姫路のシンボルにふさわしい地域景観の形成を図るよう努める。

②項目別基準

項目			基準
建築物	意匠	建築形態等	・勾配屋根にするなど、城からの眺望等に配慮する。 ・建物の分棟、壁面の分節化等の工夫により長大壁面となることを避け、突出感や圧迫感を軽減する。
		建築設備等	・壁面設備は、外壁面に露出させないようにする。やむをえず露出する場合は、形態、色調等を工夫し、目立たないようにする。 ・屋上設備は、屋根の形態等を工夫するほか、壁面の立ち上げ、ルーバーによる遮へい等により、直接見えにくくする措置を講ずる。
		その他	・屋外階段は、形態、材料、色彩等の工夫により、建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。
	色彩	外壁	・城と調和した落ち着いた色彩となるよう配慮し、基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下
		屋根	・城からの眺望等に配慮し、無彩色とする。
	その他	材料	・外壁は汚れが目立たなく、破損しにくく、退色の少ないものとする。
		維持管理	・維持管理は定期的に行うよう努める。
		植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。
	照明等		・照明等は城の夜間景観や周囲の環境に配慮する。 ・過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周囲の景観に特に配慮する。
工作物	意匠		・周囲に与える突出感、違和感を軽減する意匠とする。
	色彩	外壁	・城と調和した落ち着いた色彩となるよう配慮し、基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下 - ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。
	その他	植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。
高架道路 高架鉄道 横断歩道橋 橋りょう こ線橋			・周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する。 ・排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。

第4章 景観上重要な建造物等の指定の方針

1 基本的な考え方

景観法に基づく景観重要建造物・樹木の指定制度と姫路市都市景観条例に基づく都市景観重要建築物等の指定制度を一体的に運用することで、景観上重要な建造物等の幅広い保全・活用と新たな発掘を促します。

2 都市景観重要建築物等の指定の方針

次に示す指標を総合的に評価し、都市景観形成上重要な価値があると認められる建築物若しくは工作物又は樹木若しくは樹林を、所有者の意見を聴いた上で、姫路市都市景観条例に基づく都市景観重要建築物等に指定します。（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を受けたものを除く。）

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な地域景観を形成している。
 - ・地域のシンボルやランドマークとなっており、良好な地域景観を形成している。
 - ・市民に親しまれている。
 - ・道路など公共的な場所から容易に望見できる。
- （河川、公園、海上を含む。高速道路や鉄道駅から視認できる場合も含む。）

3 景観重要建造物の指定の方針

都市景観重要建築物等と同様の指定の方針に即し、都市景観形成上重要な価値があると認められる建造物について、所有者の意見を聴いた上で、景観法に基づく景観重要建造物に指定します。

4 景観重要樹木の指定の方針

都市景観重要建築物等と同様の指定の方針に即し、都市景観形成上重要な価値があると認められる樹木について、所有者の意見を聴いた上で、景観法に基づく景観重要樹木に指定します。

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1 基本的事項

屋外広告物は景観形成上重要な要素であることから、建築物や工作物に関する行為の制限と併せて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。特に都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域においては、地域の特性を踏まえた表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

2 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(1) 市域全域（都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域を除く）

市域全域においては、姫路市屋外広告物条例によるとともに、都市美、自然美を損なわないように周囲の環境に調和したものとしします。特に規模の大きい屋外広告物については周辺に与える突出感や違和感を軽減するものとしします。

(2) 都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域

都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域においては、姫路市屋外広告物条例によるとともに、各区域の景観形成の目標や方針に基づき、建築物との一体感を図り、地域の特性と整合・調和のとれたものとしします。

策定：平成 19 年 12 月 21 日 姫路市告示 418 号
変更：平成 22 年 10 月 20 日 姫路市告示 343 号
変更：平成 24 年 2 月 28 日 姫路市告示 55 号
変更：令和 3 年 4 月 1 日 姫路市告示 142 号
変更：令和 年 月 日 姫路市告示 号

発行：姫路市都市局まちづくり部 まちづくり指導課

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

TEL079-221-2541 FAX079-221-2757